

一般社団法人日本物理教育学会細則

第1章 会員

第1条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。申込書の記入事項は次のとおりである。

(1) 正会員になろうとする者

氏名、生年月日、住所、メールアドレス、勤務先、会誌および通信の受領先、最終出身学校および卒業年月

(2) 賛助会員になろうとする者

(i) 個人の場合は(1)に準ずる諸項、団体の場合は名称、事業所所在地、代表者、連絡責任者

(ii) 口数および会費年額

第2条 会員としての資格は、理事会が入会を承認した日に始まり、定款第11条により会員の資格を喪失した日、または除籍・除名処分を受けた日に終る。

2 会員は退会届を添えて申し出ることにより退会することができる。

第3条 会員は、入会申込書に記載した事項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

第2章 会費

第4条 正会員および学生会員は、毎年3月末までに同年4月から向う1ヵ年分の会費を払い込まなければならない。

2 正会員の会費は8,000円、学生会員の会費は4,000円とする。

3 20年以上継続して会員であって満65歳に達した正会員は、申請により翌年度から年会費を5,000円に減免することができる。

第5条 年度の途中で入会する者も、その年度の会費の全額を払い込まなければならない。それによって当該年の1号からの機関誌の配布を受ける。

第6条 外国に在住する会員または長期在外の会員で、居住地に機関誌その他の送付を受けようとする者は、定款に定める会費のほかに郵送料の実費を払い込まなければならない。

第3章 会誌その他刊行物

第7条 希望する機関または法人は会誌の定期購読をすることができる。

2 年間購読料は10,000円とする。それによって当該年の1号からの機関誌の配布を受ける。

3 購読料納入についての諸事務費用は必要に応じて別途申し受けることがある。

第4章 代議員選挙等

第8条 代議員は、あらかじめ公告された候補者から投票で選任する。

第9条 前条の候補者は、2名以上の正会員(本人を除く)により推薦を受けた者とする。

第 10 条 投票は、無記名・連記投票とする。

第 11 条 代議員総会ののちの新理事会で会長、副会長および常務理事を互選する。

第 5 章 常務理事の職務分担

第 12 条 常務理事の職務分担は下記のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 総務理事 | ◇会員の入退会 ◇代議員選挙，理事会，代議員総会の準備 ◇規定の制定および改廃の起案 ◇学術講演会その他の事業の準備 ◇刊行物の出版部数の調整，発送，残部の保管および交換雑誌等の保管 ◇そのほか他の理事の分担に属しない事項 |
| (2) 財務理事 | ◇基本財産，運用財産の保管 ◇金銭の出納 ◇予算，決算その他経理に関する事項 |
| (3) 編集理事 | ◇刊行物の編集，印刷 |
| (4) 電子システム理事 | ◇ニューズレター，学会ウェブサイト等の電子的情報の編集，発信 ◇その他本会業務の効率化のための電子化の推進 |

第 6 章 事務局

第 13 条 本学会事務局に，事務局長，事務局員 2 名を置く。

第 14 条 事務局長は，会長・副会長・常務理事に協力して，事務の総括をおこなう。

2 事務局長は理事会に出席して，事務に関する報告や意見を述べることができる。

第 15 条 事務局員は，事務局長と協力して，業務をおこなう。

附則 1. 本細則は理事会の議決によって改訂することができる。

2. 本細則は令和 7 年 9 月 7 日の理事会において制定し令和 7 年 9 月 7 日から適用する。